



H & M通信

2020年5月1日号

■最新・行政の動き

新型コロナウイルス感染症の企業向け施策

■弁護士の労働法アドバイス

阪中 達彦

■テレワーク導入コンサルティング

システムプランナー 永田 知靖

■テレワーク導入ツール

「TelePa」のご紹介

◆最新・行政の動き

新型コロナウイルス感染症における企業向け施策一覧のご紹介。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業向けの施策がまとまったサイトをご紹介します。各種助成金等の労働環境支援、資金繰り・税社会保険料の猶予等の経営支援に分かれております。

<https://www.jil.go.jp/tokusyu/covid-19/support/company.html?>

連絡先

株式会社H & Mコンサルティング

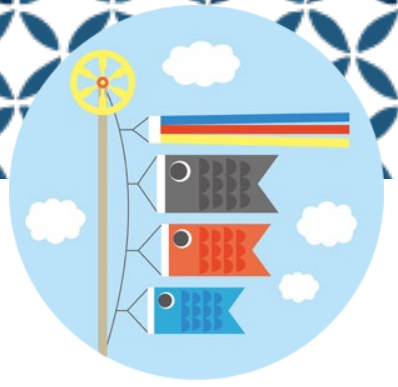
〒541-0056

大阪市中央区久太郎町 4-2-15

電話 : 06-7878-5703

URL : <https://www.h-m-consulting.jp>





弁護士による労働法アドバイス～「休職」～

【阪中 達彦】

H & M通信の一部をお借りしての労働法に関するミニコーナーの第7回目は、「休職」についてです。新型コロナウイルスやそれを受けた緊急事態宣言を受けて、全国の企業で「休職」の際の給与等の取扱いについて悩まれている経営者が多いのではないかと思います。

まず、大原則として、雇用も契約の一種ですから、就業規則や労働協約上の規定や雇用契約その他の個別の合意がなければ、会社が一方的に「休職」を命じることはできません。仮に会社が一方的に「休職」をさせたとしても、それは単に労働者の労務提供という債務の履行を拒絶したにすぎません。

その場合、会社の帰責事由によって労働者が労務提供できなかったといえる場合には、会社としては、給与を全額支払う必要があります（民法 536 条 2 項）。

この点、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が出ていたとしても、テレワーク等の試みもせず一律に出勤させないにすぎただけの場合には、会社の帰責事由によって労働者が労務提供できなかったと評価されるリスクがあります。

以上が就業規則等に何らの規定もなかった場合の考え方ですが、一般に、多くの企業では、就業規則等に「休職」の規定が設けられていると考えられます。

就業規則等に「休職」の規定がある場合には、その規定に基づいて会社が休職を命じることができますが、それでもやはり労働基準法上の制約があります。すなわち、会社の帰責事由による休業の場合には、給与（平均賃金）の 6 割相当額を支払わないといけません（労働基準法 26 条）。

この点、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言をもって、会社の帰責事由なしといえるか否かについては、前例がありませんので、専門家の中でもいろいろな意見があります。

ただし、これまでの裁判所による判断の趨勢からすれば、仮に休職を命じるとしても、テレワークその他のあらゆる手段を講じたといえることが必要になるのではないかと考えられます。

もし新型コロナウイルスの影響による「休職」の局面でお悩みの際は、顧問弁護士や社労士等の専門家に事前に相談されることをお勧めいたします。

阪中達彦

弁護士

大学卒業後に弁護士を目指し、旧司法試験合格後に弁護士法人関西法律特許事務所に入所。広く中小企業法務を取り扱う一方で、国の空港民営化事業に対するアドバイザー業務や地方公共団体の不祥事調査業務・代理人業務・大規模債権回収業務に携わる。大阪市外部監察専門委員（現職）。

テレワーク導入コンサルティングについて

【永田 知靖】

H & M通信をご覧の皆様、メンバーの永田知靖です。
これまで2度に渡りテレワークに関するコラムを書かせていただきました。
皆様もNew normalという言葉が聞かれたことがあるかと思いますが、今回の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が一つのターニングポイントとなり、これまでの働き方と違う働き方（在宅勤務やリモートワーク）をせざるを得ない状況になっていると思いますが、これからの日本においてもこれをスタンダードな働き方にしていく必要が出てきているのではという気がしております。
ただ、このような状況において経営状況も芳しくなくテレワークの導入に踏み切れない企業もたくさんあると思います。
そこで、私たちH & Mコンサルティングには経験豊富なメンバーが在籍していますので、以下のようなメニューを用意して皆様の企業のテレワークのお手伝いをさせて頂ければと考えております。

①テレワーク用通信機器の導入・運用支援

弊社在籍メンバーの経験と豊富なネットワークを活用し、皆様の企業にあったテレワーク用通信機器の導入支援や運用支援のお手伝いをさせていただきます。
さらには、厚生労働省が『働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）』として一定の基準はあるものの助成金制度も出しております。

★働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）【2020年12月1日まで】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html

★新型コロナウイルス感染症対策による助成金【2020年5月31日まで】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubai_sikitelework.html

②経営者・人事担当者向けのサポートについて

テレワークを行うにあたって、社内就業規則の変更なども必要になる企業が出てくると思います。企業人事に精通したメンバーが弊社にはおりますので、皆様と真摯に向き合いお手伝いをさせて頂き、従業員も経営者もお互いに納得できる制度作りのお手伝いをさせて頂き、また従業員への周知・啓蒙活動のお手伝いをさせていただきます。
ぜひ皆様の不安を少しでも取り除いて、新しい働き方を私たちと一緒に作りあげていければと思います。ものです。

テレワーク導入ツール「TelePa（テレパ）」のご紹介

在宅勤務の意外な盲点「家の中に居場所がない!？」
実は、WEBミーティングできる場所がないため、廊下でやっている人もいるようで、会社にも言えず、悩んでいるとも。
そんなお悩みを解消できるテレワークパーティション「TelePa（テレパ）」を、ご紹介します。

<https://adcycle-project.zohocommerce.com/>